

国際総合科学群における昇任審査及び大学院指導資格審査における申し合わせ

(令和7年10月27日国際総合科学群調整会議承認)

1 趣旨

本申し合わせは、横浜市立大学国際総合科学群に所属する教員の昇任審査及び大学院指導資格審査等において、各内規（文系・理系）に定められた研究業績の評価に関し、査読付き論文又は学術的と認定された論文（論文として換算可能な著書、翻訳書、辞書・事典編纂等を含む）の換算方法についての運用基準を定めるものである。

2 対象

本申し合わせは、以下の審査において適用する。

- ・国際総合科学群に所属する専任教員の昇任審査及び大学院指導資格審査
- ・昇任規程を準用して行う、法人の教員となる採用候補者の審査

3 論文業績の換算方法

(1) 文系分野

横浜市立大学論叢掲載論文：論文1本相当として換算

学会発表のアブストラクト：論文1本相当の業績とは換算しない

国際学術誌掲載の欧文論文：論文1本以上として換算（以下の目安に基づく）

【換算目安】

ABDC等の国際ジャーナルランキングを参考に、以下のように換算する。

A*ランク：論文3本分相当

A～Bランク：論文2本分相当

Cランク：論文1.5本分相当

※ジャーナルランキングが存在しない場合は、原則として、国際学術誌に掲載された優れた欧文論文を邦文論文2本分として換算する。

※最終的な換算数は、「国際総合科学系部会」及び「人事委員会」にて確認・決定する。

(2) 理系分野

横浜市立大学論叢掲載論文：論文1本相当の業績とは換算しない

学会発表のアブストラクト：論文1本相当の業績とは換算しない

なお、データサイエンス学部・研究科においては、会議論文を学術論文とみなす

4 その他

担当する研究科が変わった場合に、再度大学院指導資格審査が必要となるか否かについては、変更先の研究科で判断する。